

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>第二十三条 略</p> <hr/> <p>(指定管理者が管理を行う県営住宅)</p> <p>第二十三条の二 条例第五十条の規則で定める県営住宅は、伊勢団地、小瀬団地、塩部第一団地、塩部第二団地、千塚北団地、千塚西団地、千塚南団地、湯村団地及び和戸団地とする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第二十四条 条例第五十二条第一項の規定による県営住宅</p> <p>一 の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（第二十二号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。</p> <p>一 八 略</p>	<p>第二十三条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第二十四条 条例第五十二条第一項の規定による準特定優良賃貸住宅の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（第二十二号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。</p> <p>一 八 略</p>